

地籍調査の実施  
について

問 建設課 国土調査係

☎内線208

松浦市では国土調査法に基づき、地籍調査を実施しています。

【調査対象地区】

本年度は、志佐町赤木免の一部および御厨町大崎免の現地調査を実施します。

【調査について】

一筆ごとに現地と法務局の字図を照らし合せながら、土地の境界や地番、地目などの調査を行います。その際、土地所有者に境界立会いをお願いし境界杭を設置します。

また、必要に応じて分筆・合筆・地目変更などの聞き取りを行います。

調査には長い年月を要します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

令和3年度松浦市情報公開条例  
などの実施状況

問 総務課行政係 ☎内線327

【情報公開条例の実施状況】

松浦市情報公開条例第21条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

開示請求 116件（開示4件、部分開示2件）

【個人情報保護条例の実施状況】

松浦市個人情報保護条例第47条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

開示請求 112件（開示1件、部分開示1件）、訂正請求 110件、利用停止請求 110件

【特定個人情報保護条例の実施状況】

松浦市特定個人情報保護条例第49条の規定に基づき、実施状況を次のとおり公表します。

開示請求 110件  
訂正請求 110件、利用停止請求 110件

## 令和4年度松浦市3世代同居・近居促進事業

問 都市計画課住宅係 ☎内線234

安心して子育てができる住環境整備のため、多子世帯や新たに3世代（親、子、孫など）で同居・近居するための中古住宅の取得や住宅の改修を支援します。

【補助対象者】

- ①多子世帯で自ら居住するために中古住宅を取得しようとする者
- ②①の際に併せて住宅を改修しようとする者
- ③新たに子育て世帯を含む3世代で同居又は近居するために住宅を改修しようとする者
- ④新たに子育て世帯を含む3世代で同居又は近居するために中古住宅を取得しようとする者

【補助の内容】

- ①中古住宅の取得
- ②以下の改修工事
  - ▽間取りの変更等▽バリアフリー改修
  - ▽キッチン、浴室、トイレ、洗面所等の改修・増設
  - ▽屋根、天井、外壁、床、窓の断熱改修
  - ▽浄化槽の設置、取替え

【補助金の額】

補助対象経費の5分の1以内（限度額40万円）  
※次の場合には、それぞれ加算した額を限度額とします

- ・子育て応援団体所属者の申請の場合4万円
- ・新たに3世代で同居する者の申請の場合20万円

【申込期間】

6月1日（水）～11月30日（水）  
問合せ先へお気軽にご相談ください。

※イベント・試験等は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、延期または中止する場合があります

6月23日から29日は  
男女共同参画週間！

問 総務課行政係 ☎内線321

『あなたらしい』を築く、

『あなたらしい』社会へ

(令和4年度男女共同参画  
週間キャッチフレーズ)

家庭や地域、職場、学  
校などで多様な暮らしや  
働き方を選択できる社会、  
「あたらしい社会」にする  
ためには、一人ひとりの  
取り組みが必要です。

男女のパートナーシッ  
プについて、考えてみま  
せんか。

★家事・育児・介護は  
家族みんなで協力！

★学校では、子どもの個性  
や自主性を大切に！

★地域づくりは、みんなで共に！

未就学児の国民健康  
保険税の均等割軽減

問 税務課市民税係

☎内線113・114・138

子育て世帯の経済的な

負担軽減を図るため、  
令和4年度分から国民  
健康保険に加入してい  
る未就学児（小学校入  
学前の子ども）に係る  
均等割額の2分の1が  
軽減されます。

7・5・2割の軽減が  
適用される世帯は、軽減  
後の均等割額がさらに2  
分の1の軽減となります。  
これに伴う手続きの必  
要はありません。

児童手当現況届の  
提出が変わります

問 子育て・こども課

☎内線146

児童手当・特例給付受  
給中の方は、毎年6月に  
現況届の提出をお願いし  
ておりましたが、今年度  
より、一部の方のみに提  
出いただくよう変更とな  
りました。

提出が必要な方には6  
月上旬に通知を送付しま  
すので、6月30日までに手  
続きを済ませてください。

## 第64回水道週間 6月1日～7日

問 上下水道課 ☎164、福島支所 ☎内線46、鷹島支所 ☎内線23

### ●水道料金はみんなの「水」を支えています

毎日使う水、水道は生活になくてはならないものです。市では、安全でおいしい水を絶やすことなく「つくり」「送る」作業を続けており、それを支えているのは、皆さんが納める水道料金です。水をつくる浄水場や家庭に水を送る水道管など、水道の施設は、大部分が水道料金収入で維持管理されています。

水道料金は、必ず納期限内に納めましょう。

### ●水道料金は口座振替で！WEB口座受付も始まっています！

水道料金の支払方法は、口座振替が便利です。手数料は無料で、納め忘れの心配がなく、留守がちな家庭や忙しい人などに特にお勧めです。

振替日は毎月25日で、引き落としができなかった月は、翌月の9日に再度振替を行います。

※休日の場合は、翌営業日。

また、今年度よりWEBから口座振替の申込が可能となり、スマートフォン・パソコン・タブレット端末から口座振替のお申し込みができます。

#### 【口座振替申込方法】

●**手続場所**：市内金融機関の窓口（口座振替希望先）、WEB

●**必要なもの**：預金通帳、取引印鑑、水道料金の「領収書」または「使用水量のお知らせ」

※WEB口座振替は、お客様番号13桁が必要になります。



▲申込QRコード

### ●水道工事は指定給水装置工事業者にお申し込みください。

指定工事事業者以外の方が水道工事を行うことは禁じられています。

指定工事事業者は、市のホームページから確認できます。